

意見検討結果一覧表

(案名： 令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」(素案)に係るパブリック・コメント)

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
1	森林病虫害の対策について、県民税事業で行われた森林で松くい虫被害が発生したが、県民税を活用して対策をしてほしい。	混交林誘導伐を実施した森林については、皆伐や開発等による転用を制限する20年間の協定を締結しておりますが、松くい虫の駆除を目的として単木的に伐採する場合は制限がありません。 なお、混交林誘導伐を実施した森林において、樹種転換などの松くい虫被害の拡大防止のための対策が必要となった場合の取り扱いについては、検討していきます。	D(参考)
2	森林の整備は木材の循環利用の中で行われるものなので木育のところを手厚くしてほしい。	児童・生徒をはじめとする多くの県民が、木との触れ合いを通じて、木材利用の意義や森林づくりの大切さの理解を深め、豊かな森林資源に恵まれた岩手で暮らす魅力を実感できるよう、木育の推進や公益的機能の維持・増進につながる県産木材の活用を進めたいと考えています。	C(趣旨同一)
3	単独の市町村で事業を行う場合は国の環境税を使用できるが、事業の対象地が複数の市町村にある場合、国の環境税の使用が難しいと聞いたが、県民税でそこを支援しないのか。	いわての森林づくり県民税は、森林環境の保全に関する施策に充当することを目的としており、市町村による森林環境譲与税の取組を補完するための活用は難しいと考えますが、県民税事業の要件に合致するものについては、県民税が活用可能と考えます。	F(その他)
4	地域の森林整備活動を推進する人材育成とあるが、まさに時代を見据えた事業になるのではないかと思う。この中で森林整備活動を推進する、木育の推進等も人材の育成といったところも森林の整備活動を循環させる意味では大事なかなと思うのでこちらも併せて推進してほしい。	地域の森林整備を推進する人材育成については、「環境重視の森林づくり」や「森林との共生」に関する幅広い専門知識を有し、森林資源の循環利用により適切な森林整備が確保されるよう、地域に根ざした活動を行える人材を想定しています。	A(反映)
5	伐跡がかなりあるが、伐採後に植樹できていない部分がある。周知をしながら県民税事業を進めてもらいたい。マッチングも含めて、整備が必要な森林の情報を共有していただける仕組みを作っていたらと有難い。	伐採後、更新が図られず未立木地となっている箇所が存在していることから、公益的機能の発揮のため、植栽等による更新を着実に進めることが必要です。このため、公益上重要で早急に更新が必要な伐採跡地の解消を図るため、適切な植栽や保育に係る支援について考えています。 また、公益上重要な森林の伐採跡地の植栽が速やかに行われるよう、伐採業者と造林業者との連携への支援についても検討していきます。	D(参考)
6	個人所有・個人管理で森林整備を行った場合にその後の管理について後継者に伝わっていない場合、どうやって情報を得ればよいのか。	環境の森整備事業の施工箇所に関する協定期間や地図データ等の情報については、事業主体等から申し出があれば、県の現地機関を通じて提供できることとしておりますが、事業主体等が随時、簡単に情報共有できる仕組みについては、実現可能性も含めて検討していきます。	F(その他)
7	県民税を使って整備した森林の情報はデータとして公開されているのか。	これまでに整備した施工地の台帳や地図データ等を作成し、振興局を通じて、共有しているところでありますが、県民税で整備した森林の詳細な情報について、市町村や事業体と共有できる仕組みについて、実現可能性も含めて検討していきます。	F(その他)
8	これまで混交林誘導伐を行ってきた場所で、災害が起きた場所と起きなかった場所の比較はするのか。	災害は、発生の予測が極めて難しく、仮に災害が発生しても気象や地形条件が同一の森林は存在しないこと等から、災害が起きた場所と起きなかった場所とを比較することは、極めて難しいと考えております。 なお、県では、混交林誘導伐の実施箇所における下層植生の生育状況等を把握するため、平成19年度以降、毎年度、林業技術センターが県内11箇所モニタリング調査しているほか、その調査を補完する形で、概ね5年毎に、県内100箇所の施工地について岩手大学の専門家による調査・分析を実施しております。 令和元年度の分析結果によると、混交林誘導伐の実施から概ね10年経過した時点では、約9割の施工地において、下層木が侵入して低木層が形成されており、混交林誘導伐が有効に機能しているとの報告をいただいております。	F(その他)

意見検討結果一覧表

(案名： 令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」(素案)に係るパブリック・コメント)

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
9	環境を保全する植栽では、植栽後の下刈、除伐等の保育もできるとありがたいが、事業の対象となるのか。	令和3年度以降のいわての森林づくり県民税では、「森林環境を保全する植栽」に取り組んでいくこととしており、植栽した箇所が確実に成林するよう、下刈や除伐などの保育作業も事業対象とすることについて、今後検討していきます。	F(その他)
10	環境の森には協定期間が20年間あるが、その間所有者と関係を保てるかという点と厳しい。協定期間を短くするのは難しいと思うので、伐採届を出したときに環境の森で整備した箇所が協定期間が残っているということが分かる仕組みがほしい。また、事業体間で協定期間の情報を共有できる仕組みがほしい。	環境の森整備事業の施工箇所に関する協定期間や地図データ等の情報については、事業主体等から申し出があれば、県の現地機関を通じて提供できることとしておりますが、事業主体等が随時、簡単に情報共有できる仕組みについては、今後、実現可能性も含めて検討していきます。	D(参考)
11	「環境重視の森林づくりの取組」の(イ)の「環境を保全する植栽」の拡充についてですが、これまでの造林が出来るメニューにはボランティア的な、いわゆる事業体ではない方が植栽するメニューが既存であったと認識しているが、令和3年度以降のこのメニューは林業事業体等が実施する植栽を指しているという認識で間違いないのか。	ご指摘のとおり、現行の「環境を保全する植栽」は、地域団体やNPO等が実施する、植栽に対して、その経費を補助する事業となっております。 なお、令和3年度以降は、事業主体に林業事業体等を加えるなど、制度を拡充しながら公益上重要で早急に必要な伐採跡地の解消を進めていきたいと考えています。	F(その他)
12	「シカ等の獣害から植栽木を守るための設置柵」は、植栽の付帯事業として計画したものに對しての事業なのか。	令和3年度以降のいわての森林づくり県民税では、「森林環境を保全する植栽」に重点的に取り組んでいくこととしており、植栽した箇所の適切な成林を図るため、付帯的に行うシカ等の獣害から植栽木を守るための柵の設置等への支援について考えています。	F(その他)
13	シカ等の獣害の設置柵の方は既存の整備事業と同様な設置にかかる最初の費用をみているもので、例えば柵の修繕とかシェルターの除去のような所は想定されているのか。	シカ等の獣害から植栽木を守るための柵の設置等の支援の対象については、柵の設置等に係る初期費用を想定しておりますが、柵等の補修や撤去に係る経費の取り扱い等詳細については、今後検討していきます。	F(その他)
14	16ページの環境を保全する植栽の対象地の公益上重要な伐採跡地は、どういうところをイメージしているのか知りたい。	「公益上重要な伐採跡地への植栽」とは、市町村森林整備計画において、生態系保全林、生活環境保全林、県土水源保全林等に区分されている森林の伐採跡地となっている箇所への植栽を想定しています。	F(その他)
15	通学路や民家の裏山など、ナラ枯れ被害木が駆除されずに倒木の恐れがある場所について、特殊伐採となるが、そのようなものも対象となるよう検討いただきたい。	ナラ枯れ等による被害木の除去では、地域森林計画に定められた森林での実施を想定しており、対象については、被害木の場所に依りて個別に判断することとなります。なお、事業の詳細については、特殊伐採を含め今後検討していきます。	D(参考)
16	「公益上重要な森林の整備や管理のための作業道の整備」について、今後作業道を作設する中で、今までの作業路的なものでは無く、ある程度規格の高い安全性を確保したものを対象にして頂ければ、地域住民の方々の安全や今後の森林管理に役立つのではないかとと思うので、その辺を考慮しての規格や基準等を検討していただきたい。	令和3年度以降の県民税では、作業道整備を補助対象に拡充し、手入れが行き届いていない森林の整備を進めていくこととしています。作業道の規格や基準については安全性や耐久性を考慮して設定するよう検討していきます。	D(参考)

意見検討結果一覧表

(案名： 令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」(素案)に係るパブリック・コメント)

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
17	18ページ(オ)地域の森林整備活動を推進する人材育成とあるが、育成方法は誰をイメージして、どのような教育をする事業をイメージしているのか教えていただきたい。	地域の森林整備活動を推進する人材育成の対象者は、地域住民等による森林づくり活動のリーダーや林業経営体に所属する森林施業プランナーなど、地域に根ざした活動を行える者をイメージしています。 また、育成方法については、「環境重視の森林づくり」や「森林との共生」に関する幅広い専門知識を習得できる研修を実施し、研修修了者を認定することを想定しています。 今後、効果的な人材育成を行えるよう、研修カリキュラム等についての検討していきます。	F(その他)
18	主伐にしても間伐にしても、大きいトラックが横づけできるような場所でない道路に出すまでにコストがかかって同じ出材でも収入が少ないという状況にある。山ごとにどう状況で搬出するのどの程度コストが掛かるかを考慮してそれなりの販売収入にしたいが、作業道の整備は補助事業の対象となるのか。	これまで「いわて森林づくり県民税」は、作業道の整備や補修を補助対象としておりませんでした。事業開始から約15年が経過する中で、手入れが行き届いていない森林が奥地化し、道路がないことで混交林誘導伐の実施が困難な事例が増えてきています。 このため、令和3年度以降は作業道整備を補助対象に拡充し、手入れが行き届いていない森林の整備を進めたいと考えています。	F(その他)
19	県民参加の森林づくり促進事業で、林業だけでなく農業などのほかの体験などを組み合わせて行うことはできるのか。	県民参加の森林づくり促進事業では、森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動を支援の対象としていますが、農業等の他分野と組み合わせた取組については、実施の段階において、内容に応じて個別に判断することとなります。	F(その他)
20	倒木の恐れがある木の伐採処理とあるが、伐採ができる面積の規定等はあるのか。	倒木の恐れがある木の伐採処理では、被害を受けた森林について単木的な被害であっても対象とすることを想定しています。なお、面積の規定等の詳細については、必要な支援が可能となるよう検討していきます。	F(その他)
21	県民参加の森林づくり促進事業で、活動団体内部の人件費が対象とならない。地域活動であっても日当がないと人が集まらないので、人件費を補助の対象にするよう検討していただきたい。	県民参加の森林づくり促進事業では、外部補助員の賃金や外部講師の謝金などを補助対象経費として認めておりますが、活動団体構成員への金銭の支払と認められる経費や、活動参加者への賃金、謝金等は補助対象外としていただいております。 令和3年度以降の県民参加の森林づくり促進事業の補助対象について検討する際の参考とします。	D(参考)
22	イの森林環境を保全する植栽の拡充の中で、公益上重要な伐採跡地への植栽とあるが、経営計画を立てられないと4割の補助しか受けられない。経営計画がない箇所でも対象となるのか。	「公益上重要な伐採跡地への植栽」とは、市町村森林整備計画において、生態系保全林、生活環境保全林、県土水源保全林等に区分されている森林の伐採跡地となっている箇所への植栽を想定しており、森林経営計画が立てられない森林についても事業対象となるよう検討していきます。	F(その他)
23	エの気象災害の被害を受けた森林の整備の対象箇所については、いわて環境の森整備事業で実施した箇所の20年間の協定期間中に、台風や大雪で被害が発生した場合は、事業の対象となるのか。	混交林誘導伐を実施した森林において、台風や大雪等で被害を受け、倒木処理が必要となった場合についても対象となるよう、検討していきます。	F(その他)
24	いわて森のゼミナール事業が盛岡地区では多く行われているが、県南地域で森林学習を行う学校が少ない。もっと森林学習をやってもらえるように学校に要請してほしい。	森林学習を行う学校については、毎年度、各教育事務所へ推薦を依頼しており、令和元年度については、盛岡地区と県南地区の実施教数は同程度となっています。 引き続き、各教育事務所を通じて、当該事業の周知と学校への働き掛けに努めていきます。	D(参考)

意見検討結果一覧表

(案名： 令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」(素案)に係るパブリック・コメント)

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
25	基金残高が大きい額だが、金額を変えず1,000円を徴収することとした判断の経緯を確認したい。	課税負担額については、これまで実施してきた混交林誘導伐のほか、新たな使途として予定している伐採跡地への植栽や作業道の整備、獣害への対策など、令和3年度以降の取組に必要な財源として、現行制度と同じ課税負担額としたところです。また、令和2年2月に実施した県民アンケートにおいて、約7割の方から、現状と同じ1,000円でよいとの回答もいただいています。 なお、第3期の基金残高については、第3期までに実施できなかった管理不十分な森林の公益的機能の維持・増進を図るため、混交林誘導伐の計画的な実施に活用していきたいと考えています。	F(その他)
26	地域内で森林保全活動を実施しようと考えている場所が市有地だが、県民参加の森林づくり促進事業の対象になるか。	県民参加の森林づくり促進事業では、活動対象森林を「県内の民有林のうち公益林」としており、市有地であっても、市から活動のフィールドとする同意が得られていれば対象とすることが可能です。 なお、環境の森整備事業では、事業対象森林を「県内の公益林のうち私有林」としており、市町村有林での事業実施はできませんので、ご注意ください。	F(その他)
27	生産森林組合に対する人材育成に県民税を使うことは検討されているのか。	令和3年度以降の県民税では、地域における森林整備を進めるため、環境重視の森林づくりや森林との共生を目的とした取組をコーディネートできる人材の育成を考えています。 生産森林組合の職員のみを育成する取組ではありませんが、生産森林組合の職員がこのような人材を目指す場合には、育成の対象となると考えます。	F(その他)
28	17ページ(エ)気象被害等を受けた森林の整備の中で、倒木の恐れのある枯死木等の伐倒処理の追加という内容があるが、枯死木だけでなく、住宅の横に斜めに生えている木とか折れたり倒れたりする危険がある生きている木でも対象にしてほしい。	伐倒処理の対象は、気象被害等を受けた森林において、倒木の恐れがある枯死木や折損木を想定しており、今後事業の詳細を検討していきます。	D(参考)
29	16ページ(ア)の混交林誘導伐の「公益上」と、(イ)の環境を保全する植栽の「公益上」は同じ意味としてとらえてよいか。	混交林誘導伐の「公益上重要な人工林」とは、市町村森林整備計画において、生態系保全林、生活環境保全林、県土水源保全林等に区分されている森林と定義しており、環境を保全する植栽の「公益上重要な」についても、同様に用いています。	F(その他)
30	森林整備事業で再造林の補助率は68%とされているが、環境を保全する植栽では、補助率はどのようになるのか。また、補助金の流れはどのようになるのか。	「公益上重要な伐採跡地への植栽」とは、市町村森林整備計画において、生態系保全林、生活環境保全林、県土水源保全林等に区分されている森林の伐採跡地となっている箇所への植栽を想定しており、補助率や補助金の事務手続きなどの詳細については、今後、検討を進めていきます。	F(その他)
31	木材需要の増加があるとのことだったが、復興需要が落ち着いてきて集中期間が終わるわけだが、現在の木材需要の増加要因をどのように把握しているのか。	近年の国産材需要の増加の要因は、国内の森林資源の充実に加え、合板・集成材へのスギ等の利用や木質バイオマス発電の燃料の増加などによるものと考えています。	F(その他)
32	予算の執行上、使い残しがあるということだが、その理由として人材確保が難しかったとあるが対策はしてきたのか。	いわての森林づくり県民税は、森林環境の保全に関する施策に充当することとしているため、県民税による林業従事者の育成は行っておりませんが、「いわて林業アカデミー」において、林業技術者を養成しているほか、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業等により、林業従事者の確保に努めています。	F(その他)

意見検討結果一覧表

(案名： 令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」(素案)に係るパブリック・コメント)

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
33	これまでの実績の評価について、費用対効果をどのように考えているのか。	平成18年度～30年度にいわて環境の森整備事業で整備した森林16,088haについて、「林野公共事業における事前評価マニュアル(林野庁)」を用いて、評価が可能な機能について金額を試算しています。 この試算では、水源かん養機能の向上で約610億円、土砂流出防止機能の向上約99億円、二酸化炭素吸収効果約32億円、合計で約741億円の効果が算定されています。 なお、平成18年度～30年度のいわて環境の森整備事業の事業費は、63億8千9百万円となっており、費用対効果は、(B/C=)11.6となっています。	F(その他)
34	基金の積み上げが1期分以上あるが、これについて県民の理解を本当に得られているのか。	本年8月に実施した、素案についての県民アンケート調査において、基金の残額を明らかにしたうえで、県民税の継続や課税額についての意見を伺ったところです。 アンケートでは、約8割の県民の方が継続に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と回答いただいたほか、7割の方が、税額は現行と同じ1,000円でよいとの回答をいただきました。	F(その他)
35	混交林誘導伐の場合、20年間の協定があると思うが、環境を保全する植栽の場合はそのような協定を予定しているのか。	混交林誘導伐と同様に森林環境を保全する植栽についても、県民税を財源に伐採跡地の整備を行うものであることから、事業の目的に沿った森林管理がされるよう条件を付すことを考えています。 なお、森林環境を保全する植栽の実施後に、事業の目的に沿った森林管理がされる条件については、今後検討していきます。	D(参考)
36	(2)「森林との共生」の取組の中の人材育成の項目があるが、例えば組合の方が山に関して知りたいことがある場合にそういうところで指導していくような資格ですとか研修などに使えるようになったらいいと思う。	地域の森林整備活動を推進する人材育成については、地域に根ざした活動を行える人材を想定しており、対象者として森林組合に所属する森林施業プランナー等も想定しています。 また、育成については、「環境重視の森林づくり」や「森林との共生」に関する幅広い専門知識を習得できる研修を実施し、修了者を認定することを想定しています。 今後、効果的な人材育成を行えるよう、研修カリキュラム等について検討していきます。	C(趣旨同一)
37	大学生が県民税や森林環境を考える機会になるような環境教育・環境学習があれば教えていただきたい。	大学生向けの森林環境学習については、県民参加の森林づくり促進事業において、「森林を学び活かす活動」等を実施する団体の活動を支援しており、活動内容等については、県のホームページで公開していますので、積極的な参加をお願いします。 また、いわて森のゼミナール推進事業においても、広く県民を対象として、多様な森林環境学習の機会を提供しています。 なお、県民参加の森林づくり促進事業では、学生等の団体でも、事業の申請ができますので、森林環境を考える機会を自ら企画することも可能となっています。	F(その他)
38	県産木材の活用に関する大学向けの取組はあるのか。	現在、県民参加の森林づくり促進事業において、小学校、中学校、高等学校の児童生徒を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動について支援しておりますが、大学向けの支援は行っておりません。 なお、令和3年度以降のいわての森林づくり県民税では、木育の推進等につながる県産木材の活用を進めていきたいと考えています。	F(その他)
39	岩手の森林が健全に維持されるためにも植えて・育てて・伐採利用し・植えるとの適切な循環が必要であることから、「県産木材の利用促進」の拡充を図るべきである	令和3年度以降のいわての森林づくり県民税では、児童・生徒をはじめとする多くの県民が、木との触れ合いを通じて、木材利用の意義や森林づくりの大切さの理解を深め、豊かな森林資源に恵まれた岩手で暮らす魅力を実感できるよう、公共的な施設での県産木材の活用を図る取組を拡充することとしています。	C(趣旨同一)
40	これまでの制度では「木材利用の普及」においては「森林教育」も必須となっているが、この要件を緩和すべきである。	令和3年度以降のいわての森林づくり県民税では、木との触れ合いを通じて、木材利用の意義や森林づくりの大切さの理解につながるのと考えるのもと、木育の推進につながる県産木材の活用を進めていきたいと考えています。 なお、県産木材の活用に係る取組と森林環境学習との連動については、具体的な事業内容の検討にあたっての参考とします。	F(その他)

意見検討結果一覧表

(案名： 令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」(素案)に係るパブリック・コメント)

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
41	木材の利用普及を図るものとして「県産木材利活用コンクール」・「県産木材製品展示会」等を対象とすべきである。	いわての森林づくり県民税は、森林環境の保全に関する施策に充当することとしており、木育の推進や公益的機能の維持・増進につながる県産木材の活用を進めて行くこととしています。 ご提案いただいた、「県産木材利活用コンクール」・「県産木材製品展示会」等については、既の林業施策の中で検討していきます。	D(参考)
42	木材利用の普及・利用促進を図る人材の養成も対象とすべきである。	いわての森林づくり県民税は、森林環境の保全に関する施策に充当することとしており、木育の推進や公益的機能の維持・増進につながる県産木材の活用を進めて行くこととしています。 ご提案いただいた、「木材利用の普及・利用促進を図る人材の養成」に県民税を活用することは検討しておりませんが、今後の木材利用の促進を図る取組の参考とします。	D(参考)
43	森林の循環利用への理解並びに本税の認知度向上に資する「木育」「木づかい」活動も対象とすべきである。	令和3年度以降のいわての森林づくり県民税では、木との触れ合いを通じて、木材利用の意義や森林づくりの大切さの理解につながるのと考えのもと、木育の推進や公益的機能の維持・増進につながる県産木材の活用につながる県産木材の活用を進めていきたいと考えています。	C(趣旨同一)
44	植栽や保全活動に対する支援によって、地域団体等の参画がしやすくなると考えるので、漆を対象樹木に加えていただきたい。	いわての森林づくり県民税の県民参加の森林づくり促進事業では、地域団体等が取り組む里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動等を支援しており、植栽等も対象となります。 なお、県南地区では、県民参加の森林づくり促進事業により地域住民が漆の植栽に取り組んでいる事例もあります。	F(その他)
45	漆掻き職人は漆増産や高齢化による減少に対応するため、増員が必要。人材育成に係る支援策を設けていただきたい。	令和3年度以降の県民税では、地域における森林整備を進めるため、環境重視の森林づくりや森林との共生を目的とした取組をコーディネートできる人材を育成することを考えており、「漆掻き職人の育成」に関しては、既存の林業施策での支援を考えています。	D(参考)
46	16ページ(1)イ、公益上重要な伐採跡地への植栽とあるが、水源涵養とか県が定めている森林区分を指しているのか。もしそうならそれ以外の伐採跡地についてはどう考えているか。	「公益上重要な伐採跡地への植栽」とは、市町村森林整備計画において、生態系保全林、生活環境保全林、県土水源保全林等に区分されている森林の伐採跡地となっている箇所への植栽を想定しています。 公益林以外の森林については、既存の補助事業の活用を進めていきます。	F(その他)
47	17ページ(エ)気象被害等を受けた森林整備、いわゆる台風等の気象被害を受けた、個人での復旧が困難な森林とあるが、その判断基準は何か。公益的機能の回復とあるが、水源保全森林のみが対象なのか、それ以外の被害森林はどのようなになるのか。	気象被害を受け、個人では復旧が困難な森林の基準については、市町村森林整備計画において、生態系保全林、生活環境保全林、県土水源保全林に区分されている公益林を想定しており、判断基準を含め事業の詳細については、今後検討していきます。	F(その他)
48	再造林について、公益上重要なというのは保安林ということで良いか。保安林でなくてもやるのか。	「公益上重要な伐採跡地への植栽」とは、市町村森林整備計画において、生態系保全林、生活環境保全林、県土水源保全林等に区分されている森林の伐採跡地となっている箇所への植栽を想定しており、保安林でない森林についても事業対象とするよう検討していきます。	D(参考)

意見検討結果一覧表

(案名： 令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」(素案)に係るパブリック・コメント)

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
49	16ページのイの部分で少花粉の採種園を整備することがうたわれているが、カラマツの種が非常に足りず、1、2年で底が付きそう。林業技術センターで少花粉スギの直差しに成功している、種を取るよりはるかに効果的なので採種園の整備も事業に追加してほしい。	花粉症対策として花粉の少ない森林への転換を進めるため、少花粉スギやカラマツの採種園の整備することを想定しています。少花粉スギの挿し木苗については、需給動向を踏まえ、新たな採種園の整備についても、今後検討していきます。	F(その他)
50	花粉の少ないスギ等の苗木ということで「等」とつけているが、これはスギに限定した話ではないと理解していいか。他に可能性があるならどういった樹種があるか確認したい。	採種園の整備については、花粉症対策として花粉の少ない森林への転換を進める取組として、花粉の少ないスギ苗木のほか、花粉症の原因とならないカラマツ苗木などの供給を進めたいと考えています。	F(その他)
51	18ページのイ、木育の推進のところに児童・生徒をはじめとする多くの県民とあるが、今、児童・生徒というと小学生・中学生をイメージしているが、やはり木育というと園児という部分で、幼稚園とか保育園の子供たちに木との触れ合いをしていただくという教育が必要なので、園児という項目を入れていただきたい。	ご指摘を踏まえ、「児童・生徒をはじめとする多くの県民が」を「幼児や児童・生徒をはじめとする多くの県民が」と文章を修正します。	A(反映)
52	4ページの課題のところ人工林の針広混交林への誘導とあるが、混交林はスギ林が中心になると思うが、アカマツ林の混交林化は簡単にできる一方、スギ林は強度間伐した後、本数間伐50%で混交林になるのか。	県では、混交林誘導伐の実施箇所における下層植生の生育状況等を把握するため、平成19年度以降、毎年度、林業技術センターが県内11箇所モニタリング調査しているほか、その調査を補完する形で、概ね5年毎に、県内100箇所の施工地について岩手大学の専門家による調査・分析を実施しております。 令和元年度の分析結果によると、混交林誘導伐の実施から概ね10年経過した時点では、約9割の施工地において、下層木が侵入して低木層が形成されており、混交林誘導伐が有効に機能しているとの報告をいただいています。	F(その他)
53	県内に木工系とかデザイン系の教育機関が少ないように感じる。木育の推進事業は必要だと思うが、実際に木育を担う人達はどのような方を想定しているのか。	木育は、子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらう取組であり、保育施設や教育現場をはじめ、様々な場所において、様々な方々の実践による取組と考えています。	F(その他)
54	地域の森林活動を推進する人材育成とあるが、これをコーディネートする人材とはどのような方なのか。	地域の森林整備活動を推進する人材育成については、「環境重視の森林づくり」や「森林との共生」に関する幅広い専門知識を有し、地域に根ざして関係者の合意形成や実施に係る連携・調整を図るなど、地域の森林整備活動の核となり得る人材を想定しています。 今後、効果的な人材育成を行えるよう、研修カリキュラム等についての検討していきます。	F(その他)
55	18ページの「木育の推進や公益的機能の維持・増進につながる県産木材の活用」だが、内容にかかれている文章のうち、「県産木材の温もりや心地よさを身近に感じることができる環境整備を支援します。」のところが具体的にイメージがつかないので、どういう施策を書いているのか説明いただきたい。	ご指摘を踏まえ、該当の記載部分に具体的な例示として「木製品の設置や内装の木質化など」を追加するとともに、「環境整備を支援します。」を「取組を進めます。」とするよう文章を修正します。	A(反映)
56	コロナの影響で林業の流通も滞ってきて、衰退してきている気がするので、衰退させないような事業に県民税を使うことは難しいか。雇用につながる事業をやっていくべきだと思う。	いわての森林づくり県民税は、経済活動としての林業ではなく、本県の森林を良好な状態で次の世代に引き継ぐことを目的に、森林環境の保全の取組を行っておりますが、作業の担い手は、林業と同様であり、林業従事者の雇用の維持・確保につながっているものです。 なお、平成18年度～30年度にいわて環境の森整備事業で整備した森林16,088haで、延べ2,132人の雇用が創出されたものと試算しています。	C(趣旨同一)

意見検討結果一覧表

(案名： 令和3年度以降の「いわての森林づくり県民税」(素案)に係るパブリック・コメント)

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
57	普及啓発の強化について、認知度が4割とかなり低いが、今後普及啓発の強化をどう考えているのか。	今年2月に実施した県民アンケート調査によると、20代から30代の認知度が10%台にとどまっており、若い世代などこれまで関心の薄かった方々に向けた効果的な情報発信が課題と考えております。 このため、今年度は、従来から実施しているテレビCMや県の広報紙等における周知回数の増加に加え、新たに、本県のヴァーチャルチューバー「岩手さちこ」の活用やSNS等を活用した情報発信に取り組んでいるところです。 令和3年度以降の県民税では、本県で開催予定の全国植樹祭や関連する取組を通して「いわての森林づくり県民税」等の情報発信を考えており、幅広い世代の県民に向けた広報を積極的に行いながら、県民税の認知度が向上するよう取り組んでいきたいと考えています。	F(その他)
58	16ページ(1)アの「公益上重要な人工林の針広混交林への誘導」だが、所有者に民間の業者が突然訪ねて行って県の事業だと説明しても怪しまれる。周知を図ると同時に、県の職員に応援を頼みたい。	林業事業者が森林所有者にいわて環境の森整備事業の内容を説明する際に、その求めに応じて、振興局等の林業普及指導員やいわて環境の森推進員が同席し説明することが可能ですので担当者に相談いただくようお願いします。 なお、令和3年度以降の県民税については、取組が大幅に拡充される予定であることから、その内容について多くの森林所有者へ周知を図っていきたいと考えています。	D(参考)
59	環境の森整備事業の書類のやり取りが非常に煩雑になっている。第3期から書類の取扱いが変わっているが、今後はシンプルな書類のやり取りに戻してほしい。	いわて環境の森整備事業は、税の使途を県民に明らかにし、透明性の確保を図る観点から、他の一般的な事業に比べ、必要な書類や手続きが、多くなってはいますが、可能な部分については、事務手続き等の簡素化について検討していきます。	D(参考)
60	PRに関して、取組が内輪向けになりがちだと思う。異分野の方や若い世代にいかにか訴求していくかというところが非常に重要なのではないかな。	今年2月に実施した県民アンケート調査によると、20代から30代の認知度が10%台にとどまっており、若い世代などこれまで関心の薄かった方々に向けた効果的な情報発信が課題と考えております。 このため、今年度は、従来から実施しているテレビCMや県の広報紙等における周知回数の増加に加え、新たに、本県のヴァーチャルチューバー「岩手さちこ」の活用やSNS等を活用した情報発信に取り組んでいるところです。 令和3年度以降の県民税では、本県で開催予定の全国植樹祭や関連する取組を通して「いわての森林づくり県民税」等の情報発信を考えており、幅広い世代の県民に向けた広報を積極的に行いながら、県民税の認知度が向上するよう取り組んでいきたいと考えています。	C(趣旨同一)
61	木材利用の関係でコロナの関係もあるが、今まで作った木造施設などの傷みが出てきている。傷んだまま放っておくとマイナスのイメージにもなりかねないので、改修の関係に税金を充てていくという切り口もあると思う。	令和3年度以降のいわての森林づくり県民税では、児童・生徒をはじめとする多くの県民が、木との触れ合いを通じて、木材利用の意義や森林づくりの大切さの理解を深め、豊かな森林資源に恵まれた岩手で暮らす魅力を実感できるよう、公共的な施設での県産木材を活用した環境整備を進めていきたいと考えています。	D(参考)
62	譲与税は市町村が使途を決定できるものであり、県が市町村の譲与税の使途を決めることはできない。11ページの譲与税と県民税の関係性の表は、県が市町村の譲与税の対象範囲まで規定しているように見えるので、誤解を避けるための説明が必要ではないかな。	譲与税と県民税の関係性の表は、民有林の森林整備(間伐)について、国庫補助と県民税の対象範囲を示したものであり、仮に、市町村が譲与税を森林整備に活用する場合について、あえて比較するならば、この様なイメージで整理できるものとして示したものです。 ご指摘のとおり、譲与税の使途は市町村が決定するものであることから、誤解を生じないよう、「市町村が経営管理集積計画に基づき、譲与税を活用して森林整備(間伐)」を行う場合の比較である旨を明記します。	A(反映)
63	11ページの譲与税と県民税の関係性の表の2段目「人材育成」と3段目「木材利用」については、県民税と、県に配分された譲与税の使途区分を整理したものであり、1段目の間伐等の森林整備の整理とは表の意味が異なることから、表を分けるなどの工夫が必要ではないかな。 また、法に使途として規定されている「普及啓発」の欄がないので追加すべきではないかな。	ご指摘のとおり、譲与税と県民税の関係性の表の「人材育成」と「木材利用」の欄については、県に配分された譲与税と県民税の取組の対象を整理したものであることから、誤解を生じないよう、表を分割して整理します。 また、「普及啓発」に関する説明を追加します。	A(反映)
64	住所がない市町村に家屋敷を有する場合にも、いわての森林づくり県民税が課税されているが、見直しが必要ではないかな。	いわての森林づくり県民税は、森林の公益的機能の恩恵がすべての県民に及んでいることに鑑み、税負担についても幅広く県民全体とすることが適当であるとの考えから、地域社会の会費的な性質を持ち、低所得者への一定の配慮が備わった県民税均等割の納税義務者を課税対象としているところです。 県民税均等割の納税義務者は、地方税法上市町村民税の納税義務者と同じであり、市町村に住所がない場合でも事務所、事業所又は家屋敷を有する個人や法人には納税義務がありますが、これらの物件を有することにより受けることができる行政サービスに着目してご負担いただいております。いわての森林づくり県民税に係る森林の公益的機能の恩恵も同様に及んでいるものと考えておりますので、御理解願います。	F(その他)

「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）